

つくば市記者会 御中

発信日:令和2年(2020年)9月1日(火)

発信元:つくば市 政策イノベーション部 スタートアップ推進室

■取材依頼 ■周知依頼 □募集告知 □その他

スタートアップビザ「茨城県第1号」確認証明書を交付 —つくば市が再使用型有人宇宙ロケットの開発を目指す外国人起業家を支援します—

茨城県では、外国人起業家の創業を支援するため、起業準備のために最長1年間の在留資格を付与する制度である、外国人起業活動促進事業（いわゆるスタートアップビザ制度）を、本年1月から開始しています。

この度、茨城県第1号となる起業準備活動計画確認書が、再使用型有人宇宙ロケットの開発を目指す外国人起業家に交付されます。

つくば市では、本外国人起業家への月1回の面談及びつくばスタートアップパーク内コワーキングスペースの提供を通して、外国人の起業活動を支援していきます。

○交付を受ける外国人起業家

氏名: Lentsch Aron (レンシュ・アーロン) 氏

国籍: オーストリア

目標と展望: ロケットシステム及びコンポーネントを自社で設計・製造し、サブオービタル有人宇宙飛行を低価格で実現。将来的には低価格かつ高頻度で有人・貨物・衛星を軌道まで輸送する。

○バーチャル交付式

遠隔操作ロボット「temi」のテレビ会話機能を活用して、Aron氏が東京都内の自宅から参加します。Aron氏からの起業計画の説明や知事との懇談も予定しています。

日時: 令和2年(2020年)9月8日(火) 14:30~14:45 (10分前開場)

場所: 茨城県庁 5階 第1応接室

交付者: 茨城県知事 大井川 和彦

※詳細につきましては、別添の茨城県プレスリリースをご参照ください。

※取材申込みは、別添の「問合せ先」までご連絡ください。



スタートアップビザ制度「茨城県第1号」確認証明書を交付します

～ 再使用型有人宇宙ロケットの開発を目指す外国人起業家へのバーチャル交付式を開催 ～

起業を目指す外国人が「経営・管理」の在留資格を受けるためには、地方出入国在留管理局への申請時に、事業所確保や資本金総額等又は雇用に係る一定の要件を満たす必要があります。

本県では、外国人起業家の創業を支援するため、これらの条件を全て満たさなくても、**起業準備活動が可能となる在留資格（最長1年）を付与する制度**である、外国人起業活動促進事業（いわゆるスタートアップビザ制度）を、本年1月から開始しています。

この度、本県第1号となる起業準備活動計画確認証明書について、**再使用型有人宇宙ロケットの開発を目指す外国人起業家 Lentsch Aron（レンシュ・アーロン）氏へのバーチャル交付式を開催**しますの
で、各報道機関の皆様におかれましては、ぜひ取材にお越しく下さい。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来場時はマスクの着用をお願いします。

1. 交付を受ける外国人起業家

氏名：Lentsch Aron（レンシュ・アーロン）氏 国籍：オーストリア

ウェブサイト：<http://www.orb.space.com/>（本県で起業予定の Orb.space 社(仮)のサイト



経歴：日本語ページは9月5日頃公開予定)

1997年 ウィーン工科大学機械工学修士課程修了

1998年 欧州宇宙機関 研究研修員就任

1999年 航空宇宙技術研究所（現 JAXA）外国人特別研究員就任

2002年 フランス国立宇宙センター アリアンロケット開発本部入社

2006年 オーストリアで Orb.space 社（宇宙航空エンジニアリング会社）設立
顧客に JAXA や欧州宇宙機関、民間ロケットベンチャー等

【目標と展望】

ロケットシステム及びコンポーネントを自社で設計・製造し、サブオービタル有人宇宙飛行（※）を低価格で実現し、将来的には低価格かつ高頻度で有人・貨物・衛星を軌道まで輸送する。

（※）高度約 100～200km まで上昇し、地上へ帰還する短時間の弾丸飛行

2. バーチャル交付式

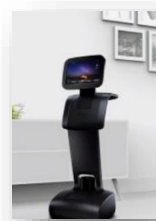
- ・ 遠隔操作ロボット「temi」[参考1](#)のテレビ会話機能を活用して、Aron 氏が東京都内の自宅から参加します。
- ・ Aron 氏からの起業計画の説明や知事との懇談も予定しております。（注）

日 時：令和2年9月8日（火）14:30～14:45（10分前開場）

場 所：茨城県庁（5階）第1応接室

交付者：茨城県知事 大井川 和彦

遠隔操作ロボット
「temi」



（注）英語で行なわれますので、交付式終了後に日本語で内容をお伝えします。

- ※ 確認証明書の交付を受けた外国人起業家は、地方出入国在留管理局に申請し認められれば、最長1年間の在留資格「特定活動」で日本に在留し、起業準備活動を行うことが可能となります。
- ※ 起業準備活動中は、つくば市による面談及びつくばスタートアップパーク[参考2](#)内コワーキングスペースの提供等を通じて起業活動のサポートを予定しております。

【問合せ先】茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム
国際ビジネス担当 高崎（担当：大平、桔梗谷）
☎ 029-301-2858

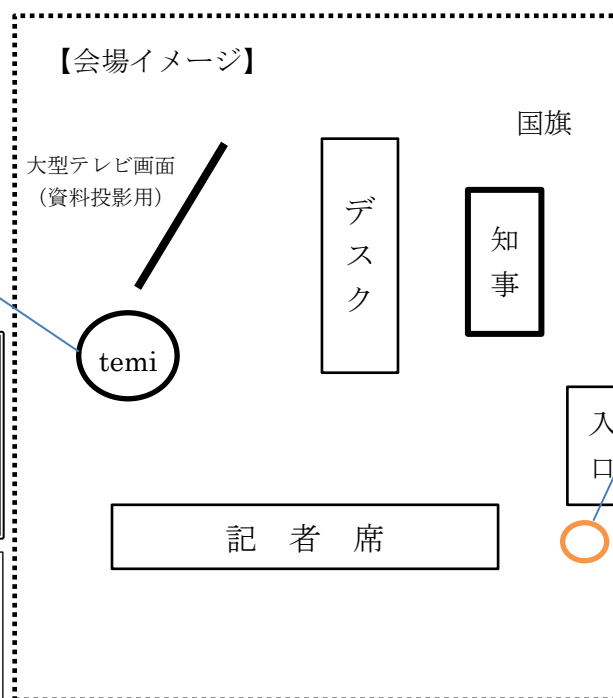
参考 1 遠隔操作ロボット「temi」の概要



遠隔操作ロボット「temi」
離れた場所から専用アプリで「temi」に接続し、遠隔操作によりテレビ会話やロボットの移動を行ない、あたかもその場にいるような状態を実現。

協力：株式会社ユニキャスト

- ・2005年に設立された茨城大学発ベンチャー企業。
- ・ロボットによる非対面・非接触型の接客案内を中心とした「DX推進サービス」を提供。



AI 検温デバイス&Sota
マスク着用の有無と検温を非接触で探知し、音声案内を行うシステム。来場者の体調確認のため設置。

参考 2 つくばスタートアップパークの概要



外観



コワーキングスペース



交流スペース

名 称：つくば市産業振興センター（愛称：つくばスタートアップパーク）

設置者：つくば市

所在地：つくば市吾妻二丁目 5 番地 1

ウェブサイト：<https://tsukuba-stapa.jp/>

つくばスタートアップパークは、つくば市内の新規中小企業者を支援及び育成し、起業家、研究機関、投資家、金融機関等のスタートアップに関わる多様な人々が集まり交流する、つくばのスタートアップ推進拠点です。起業相談会や、税理士、弁護士、社労士等の専門家を迎えての相談会等を定期的に開催し、起業家をサポートしています。

参考3

外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ制度）の概要

○目的

外資系企業等の本県進出や外国人起業家の創業を支援するため、つくば市やジェトロ茨城等と連携し、経営に携わる外国人が「経営・管理」の在留資格を取得する条件を全て満たさなくても、起業準備活動が可能となる在留資格（最長1年）を付与すること。

【経営に携わる外国人の経営・管理ビザ（在留期間1年）の取得条件】

現行（通常）	スタートアップビザ制度導入後
①日本国内に事業所を確保 ②資本金等総額が500万円以上、又は常勤従業員2名以上の雇用、又は上記に準じる規模 ③申請人の事業経営等経験3年以上（大学院を含む。）、かつ、日本人と同額以上の報酬 ①～③に加え、事業計画書等の提出	・地方公共団体の管理・支援等を条件に、左記①～③の条件を満たさなくても、最長1年間の在留資格「特定活動（起業準備活動）」を付与 ・1年以内に左記①～③の条件を満たせば、「経営・管理ビザ」取得

○対象事業

- ①ライフサイエンス（医療、バイオ・製薬等）を中心に、研究開発型の事業
- ②IT分野（情報通信業）やロボティクスなど革新的技術・技能を用いて高成長を目指す事業
- ③その他知事が特に認める事業

※①～③に加え、茨城県、ジェトロ又は進出予定の市町村等が実施する起業支援等関連事業に参加した実績等があること。

○適用範囲 茨城県全域

○対象者 茨城県内で新たに事業を始める外国籍の方

○手続きの流れ

スタートアップビザ制度概要

